

会議録（平成27年度第6回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成28年3月7日（月） 午後2時00分～午後4時40分
- 2 場 所 愛知県自治センター 第603会議室
- 3 出席者
（委員）魚住委員、梅原委員、千家委員、田中委員、柘植委員、中村委員、水谷委員
（県建設部）河野建設部技監、港湾課長、道路建設課主幹、建設企画課主幹 他
（県農林水産部）農地計画課主幹、農林検査課専門員 他
- 4 会議次第
 - (1)開会
 - (2)議事
 - ① 第5回委員会会議録の確認について
 - ② 対象事業の審議
【事前評価】農業農村整備事業、道路事業
【再評価】道路事業
【事後評価】港湾事業
 - ③ 平成27年度事業評価監視委員会の主な意見と対応について
 - ④ 愛知県公共事業評価実施要領細則の改定について
 - ⑤ その他
 - (3)閉会

1 第5回委員会会議録の確認について

特に意見なし

【結論】 了承する。

2 対象事業の審議

【事前評価の審議】

(1) 農業農村整備事業

① 農業農村整備事業の費用対効果の算出方法について

農地計画課から説明。

特に意見なし。

② かんがい排水事業 神野新田地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 現況の用排兼用水路の用水をパイプライン化するということが、排水機能はどうなるのか。

[県] 豊橋市、地元と調整を図り、旧開水路を排水路として利用し、地域の排水機能を維持することとしている。

[委員] 揚水機場を設置するとあるが、ランニングコストまで考慮して決定したのか。

[県] ポンプ圧送した場合のポンプの運転も含めた経費を比較して決定した。

[委員] ポンプで圧送するとの説明であるが、スプリンクラーを回すような畑地かんがいも今回設置するポンプ場により可能であるのか。

[県] 畑地へのかんがいは各関連事業において別途設置する揚水機場から再加圧して送水する。本事業では水田に配水できる程度の圧力を保持しつつ、各地区の畑地かんがい揚水機場への送水することを目的としている。

[委員] 保全すべき生物種は何か。用水と排水を分離すると水田と水路の連続性がなくなるが、この事業で配慮するのか。

[県] 事前の生物調査でメダカやウキゴリ等の魚が発見されている。パイプライン化にあたり旧開水路を改築する際には、同種の近隣地区の実施例を参考に、冬期にこれらの魚が退避できるような「たまり場」を、数百メートルに1箇所設置することとしている。

[委員] 用水の効率化という事業の主旨は分かるが、農水省のマニュアルに基づき作物生産効果69.3億円、品質向上効果18.4億円と算定しているが、管路にすることによってどういう計算でこういう効果が生まれるのか。

[県] 水稻については、現況に用水があることから、用水新設ではなく更新整備としているが、「事業ありせば」は水があり、「事業なかりせば」は水がない状態で比較している。具体的には、「事業ありせば」では1反あたり500キログラムの米が採れていたものが、「事業なかりせば」では40キログラムにまで低下してしまうため、その差を今回の更新整備で発現する効果としている。

[委員] 水稻については現況の開水路をパイプラインに変えるだけである。現況が今後も継続され、農作業の省力化が図られることが、どうして増産になるのか。

[県] 農水省のマニュアルでは、水稻の場合、現況施設が開水路かパイプラインかに拘わらず、用水により生産が維持されるとしている。一方、キャベツ等の畑作物は自分で水を運ばなければならない状態であるため、新設の効果として生産量や品質が向上する効果を計上することとなっている。

[委員] マニュアルのルールの中での解釈があるとする、その部分の説明がない。道路の2車線を4車線に拡幅する場合であれば2車線のものがなくなる訳ではなく、2車線が4車線になる効果の差で算定しているので、今回もそのような増加分として算定すべきでは。

[県] 水稻に関しては、開水路のパイプライン化による効果は、維持管理費節減効果に算入しているが、作物生産効果には算入していない。

[委員] 既に現況施設の更新時期が到来し、現地では使用に耐えられない状況で使用が継続されており、早々に使用できなくなる状態と解釈すると、マニュアルに基づく効果の算定理由が分かりやすい。

[委員] 事業の必要性の欄に、更新時期の到来や老朽化の記述があれば、この施設は使えなくなるという表現が分かりやすいのではと思われる。また、必要性について、営農の効率化にあたり「担い手農家が求める」との修飾語が付いているが、その理由を聞きたい。

[県] 用水を使用したい時に人力で堰止め、雨が降った時に人力で堰を外す必要がある現況と比較して、水田毎に給水栓が完備され、栓をひねれば水が給水される状況の方が担い手農家にとって営農効率が向上するためである。

[委員] 給水栓をひねったら出るという効率化は客観的に理解されると思うが、敢えて「担い手農家が求める」とする理由は何か。

[県] 生産性の向上を考えたときに、担い手農家に、より多くの農地を集積することが効率性を増すこととなり、用水や排水の管理など営農以外の部分の手間を減らし、より多くの農地で営農に集中できる環境を整えていきたいと考えているためである。

[委員] 「担い手農家が求める」、というのは、この事業の特別な背景を指しているのか。

[県] 生産基盤を整えることにより担い手を増やす国の施策に沿っているものであり、本事業特有のものではない。

[委員] 費用対効果が1.07と厳しいなか、効果の判定の理由として十分な効果が期待できるとしている。担い手への農地利用集積による効率化については触れられていない。数値だけで十分な事業効果とはいえない状況であるため、担い手に関する記述を追加すべき。

[県] 担い手への農地利用集積による効率化については国に効果として反映できるよう要望しているところであり、今回の評価調書に記述するようにしたい。

[委員] 農業関係では他事業のように貨幣価値化が困難な効果を図る指標はないのか。

[県] 水田に水を張ることによりヒートアイランド現象を緩和し、環境保全に貢献する効果などもある。

【結論】 事業の必要性に用水路の老朽化、また貨幣価値化が困難な効果があればその内容を追記することを条件に、対応方針(案)を了承する。
なお、修正評価書は、メールで確認を行うこととする。

③特定農業用管水路特別対策事業 諸桑地区、中一色地区の審議

農地計画課から説明。

[委員] 両地区はほぼ同じ事業延長、工事費であるが、その他費用は大きく異なっている理由は何か。

[県] 同じ様な事業量ではあるが、受益面積、農地のまとまりなど、地区の形態が異なっており、面積あたりの維持管理に要する経費が異なっているためである。

[委員] 「地区採択の考え方」について、地区ごとの事業採択の優先順位の付け方はどうか。

[県] 今後の5年間で事業を実施したい地区を把握している。この中で、本地区でいえば地元負担14パーセントのうち、市町村13パーセント分、地元1パーセント分の負担能力等を県として確認したうえ、事業を実施できる目途がついた地区から採択することとしている。

[委員] 水源かん養効果の考え方で、降雨が900ミリは1年あたりの量か。

[県] 降雨はかんがい期間のものである。説明図は降雨量に用水の1,800ミリを合わせた2,700ミリのうち、水田の鉛直方向に浸透する水が360ミリあることを説明するものである。

[委員] 具体的に1年間のうちどの期間のことか。

[県] この図では4月から10月半ばまでのかんがい期の総計を示している。

[委員] 実効性について、地元の合意形成が図られているとのことであるが、例えば諸桑の場合において地元とは誰のことか。

[県] 事業費のうち1パーセントを負担するとして、土地改良法の手続き

に基づき事業実施に同意した農家である。

[委員] その農家の同意は全員が必要か。

[県] 土地改良法に基づき、関係農家3分の2以上の同意があれば実施できるが、実際には100%に近い95%程度以上の同意を得て事業を実施している。

[委員] 経済効果の作物生産効果、品質向上効果の算出にあたり、いくらで売れるという想定をしたうえで算出しているのか。

[県] 平成22から26年度までの5ヵ年における農家の販売価格の平均を単価として採用している。

[委員] TPPで海外からの作物輸入が増加し、値段が下がる可能性があるが、このことについてどう考えているか。

[県] 米については国内で流通しないような程度でTPPが妥結されているため、影響は少ないと考えられる。なお、効果の算定にあたり今後の値段の動向までは考慮していない。

[委員] 「事業内容」の標準断面図において、撤去する石綿セメント管は120センチ、新設の塩化ビニル管は90センチの埋設深であるため工事費が削減されるとしているが、撤去するために120センチ掘るならば、90センチに浅くしても工事費の削減とはならないのでは。

[県] 石綿セメント管を撤去する際は管の下まで掘るが、再び120センチの深さに塩化ビニル管を布設しようとする、管の下に砂の基礎を設けるため更に30センチ掘削する必要があるため、新設管の深さを浅くすることで、工事費が削減されることとなる。

[委員] 工事に際する環境への影響において、低騒音の建設機械の使用等の記載があるが、石綿セメント管を処理する時に、ダストが飛び散らないよう環境に配慮していることも記載すべき。

【結論】 石綿セメント管の撤去にあたっての環境配慮を追記することを条件に、対応方針(案)を了承する。

なお、修正評価書は、メールで確認を行うこととする。

(2) 道路事業

① 道路事業の費用対効果の算出方法について

道路建設課から説明。

[委員] 費用対効果に関するマニュアルは、平成20年度版が最新でよいか。

[県] 平成20年度の「費用便益分析マニュアル（国土交通省）」、平成24年度の「道路・街路事業の事業評価マニュアル（愛知県）」が最新であり、これらを基に費用対効果を算出している。

② 道路改良事業 一般国道247号西知多道路の審議

道路建設課から説明。

[委員] パブリックインボルブメントの対象者はどういう方か。また、どういった意見があり、今後どのような対応をしていくのか。

[県] 広報誌、説明会・オープンハウス、ホームページ等を通じて、地元の方をはじめ、広く県民の方からご意見をいただきながら計画づくりを行った。「交通渋滞の緩和に期待している」、「空港アクセスの改善は必要」、「無料の道路なのでありがたい」など、整備に対する期待のご意見とともに、「環境に配慮して欲しい」、「建設費用を抑えて欲しい」などのご意見もいただいたので、詳細設計などを実施していく中で配慮していきたいと考えている。

[委員] そういった意見を踏まえ、丁寧に事業を進めていただきたい。また、用地買収が進まない道路事業が多いので、地元の意向などを情報収集し、円滑に事業を進めていただきたい。

[委員] 計画交通量はどのように算出しているのか。

[県] 平成17年センサスの交通量を基に平成42年の将来交通量推計を行っており、西知多道路を無料として推計している。

[委員] 知多半島道路からの転換があると思うが、知多半島道路等の償還計画に影響はないか。

[県] 西知多道路が整備される前提で償還計画を作成しているので、影響はないと考えている。

[委員] 完成予定年度が平成39年度になっているが、これはリニア開通に合わせるということでしょうか。

[県] 用地買収、施工や関係機関との協議等を考えると、かなり頑張っ、平成39年度までの事業期間となる。本道路の整備により、地震減災対策等の効果も期待されるので、出来る限り急いで整備したいと考えている。

[委員] 津波のハザードマップにおいて、津波が河川から遡上することは計算に入っているか。

[県] 河川への遡上も見込んでハザードマップは作成されている。

[委員] 盛土部と橋梁部において、採用の選定基準はどのようなものであるか。

[県] 基本的には経済性により選定している。ただし、川を跨ぐ箇所は橋梁としている。

[委員] 東日本大震災では、道路の土手を上って助かったという事例もあるので、この教訓を踏まえ、橋梁を盛土にするなど、今回の計画では配慮されているのか。

[県] 今後、事業実施にあたり地元になそのような意見などがあれば、地元と調整しながら事業を進めていきたいと考えている。

【結論】 対応方針（案）を了承する。

【再評価の審議】

（1）道路事業

①道路改良事業 一般県道豊川蒲郡線の審議

道路建設課から説明。

[委員] 名豊道路の工事用道路として活用とあるが、蒲郡バイパスは平成29年度に完成すると聞いたことがある。豊川蒲郡線の完了予定年度が平成32年度となっており、「名豊道路の工事用道路として活用する」という記述は矛盾するのではないか。

[県] 名豊道路の完了予定年次は今のところ公表されていない。豊川蒲郡線は平成32年度の供用を目指して国と調整している。本路線の用地買収を県で行い、そこに名豊道路で掘削して発生する土で盛土することや、現道が狭いため、ダンプなどの工事用車両が通行すると危険を招くことから、バイパス区間を活用することとしている。

【結論】 対応方針（案）を了承する。

【事後評価の審議】

（1）港湾事業

①港湾改修(重要)事業 衣浦港亀崎地区の審議

港湾課から説明。

特に意見なし。

[結論] 対応方針（案）を了承する。

②港湾改修(重要)事業 臨港道路武豊線の審議

港湾課から説明。

[委員] 事業費の増加の理由について、平成14年の道路橋示方書の改訂により施工費が増大しているが、事業の開始は平成15年度からとなっており、なぜ事業費が増加するのか、理由を教えてください。

[県] 事業採択時の事業費の考え方として、既に2車線で供用している施設の事業費を参考にしていたため、示方書の改訂は反映されていない。そのため、耐震に必要な検討を実施し、事業費が増加している。

[委員] 事業費に対する評価で、もう少し分かり易く記載するようにした方が良いのではないかと。

[県] わかりました。

[委員] 事業実施による環境の変化で削減効果があると言っているのは、何を根拠にしているのか。

[県] 車種や走行環境によっても異なるが、国土交通省の調査では燃費効率の良い旅行速度があり、旅行速度が60～70 Km/hのときに最も排出削減効果が得られるとされている。今回の事業実施により、旅行速度が21 km/h から36 km/hに向上したことにより、削減効果があったと判断している。

[委員] 交通量が増加しているが環境への負荷は減少していると言えるのか。

[県] 道路環境影響評価に用いる自動車搬出係数の算定根拠により交通量を考慮した計算をしており減少を確認しています。

[委員] そうであれば、交通量が増加しているが環境への負荷の削減効果があったという表現にした方が良いのではないか。

[県] わかりました。

[委員] 達成状況を確認するアンケートについて、ネガティブな意見を吸い上げるような質問項目はないか。

[県] ありません。あえて言えば2車線時と変わらないという項目があるくらいです。

[委員] 利用者のネガティブな意見を吸い上げ、今後の事業をより良くしていくためにも、同種事業に反映すべき項目として、記載すべきではないか。

[県] わかりました。

【結論】 事業費が増額となった理由、事業実施による環境の変化について分かりやすい表現に修正し、また同種事業に反映すべき項目として、利用者のネガティブな意見を把握し、その結果を今後の事業に反映することについて追記することを条件に、対応方針（案）を了承する。
なお、修正評価書は、メールで確認を行うこととする。

3 平成27年度 事業評価監視委員会の主な意見と対応について

事務局から説明。

特に意見なし。

4 愛知県公共事業評価実施要領細則の改定について
事務局から、改定内容について説明。

特に意見なし。

以上